

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○岩中伸司君 新社会党の岩中です。これまでの質問、代表質問3名の方、先ほどの一般質問もそうですが、すばらしい質問ばかりで、非常に私自身、本当にああいう質問ができるのかなという心配をしながら壇上に立たせていただきました。

最近のこの状況は、先ほども触れられましたけれども、非常に危ない世の中になっているなというふうなことを思います。国内もそうですけれども、アメリカの動き、イスラエルと一緒にイランを爆撃してずっと続いて、中止かなと思ったらまた輪をかけて、今朝のニュースでしたか、小学校にそういう爆弾が落とされた。

よく考えたら、戦争というのは、小学校だろうが、私のような年寄りだろうが、何も関係なく攻撃してくるのが戦争。だから、私は戦後生まれですよ。こうしても戦前じゃないです。戦後生まれですけれども、戦前の状況は、いろいろな人に聞いたりして、悲惨な状況がたくさんこの日本でもあった。その後、絶対に戦争だけは起こしちゃならぬということで、今の憲法ができたんですね。

ですから、特に私のようなちっちゃな党では力になりませんが、熊本県議会は自民党の方々が圧倒的多数ですね。そういう人たちに、ぜひこの憲法を守って、一緒に平和な社会をつくっていくために力を尽くしていただきたいな、このような思いをしているところです。ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず1番目に、水俣病被害者救済についてお尋ねをいたします。

水俣病が公式に確認されてから、今年5月で70年という節目を迎えます。この長い年月の間に、多くの方々が健康を損ない、平穏な暮らしを奪われました。私たちは、この歴史の重みを片時も忘れることなく、残された課題の解決に向けて真摯に向き合わなければなりません。そうした観点から、知事に2点、環境生活部長に1点質問をさせていただきます。

まず第1点目は、現行制度の枠組みから漏れている方々の救済についてです。

前回の質問でも指摘したとおり、救済を待ち望んでいる方々にとって、時間は決して十分にあるわけではありません。こうした中、昨年国会に提出された水俣病救済新法案は、これまでの救済策では対象とならなかった被害者や潜在的な被害者も含めて、より幅広い救済を目指すものでした。

この法案は、医学的知見に基づきながら、居住地域や年代といった一律の壁を乗り越えようとする一つの明確な方向性を示すものであったと考えます。

具体的には、国の責任において給付金などを支給することや、メチル水銀の暴露地域や年代の拡大、恒久的な救済措置の提供、そして住民健康調査の実施と結果の丁寧な説明などが盛り込まれていました。

残念ながら、衆議院の解散により廃案となりましたが、そこに掲げられた全面救済や申請期間の撤廃

といった理念は、今もなお解決を待つ方々にとって大きな希望となっていたはずで

す。廃案になったとはいえ、この新法案が示した救済ルールの転換という方向性や理念について、知事としてどのように受け止め、今後の県政や国への要望にどう生かしていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、第2点目として、認定患者への支援についてお伺いいたします。

環境省が、2026年度予算案において療養手当の増額などを盛り込んだことは、本県が現場の声に耳を傾け、国に対して粘り強く要望を重ねてきた一つの大きな成果であると受け止めています。

しかしながら、被害者の方々は著しく高齢化されています。現在直面しているのは、金銭的な支援の問題だけではありません。日々の暮らしを支える介護や福祉、そして健康管理など、より生活に密着した課題が深刻化しています。特に、水俣病特有の症状を抱えながら高齢期を過ごすことの困難さは察するに余りあります。

この節目を機に、県として金銭的支援にとどまらず、高齢化する認定患者の皆様が直面する介護、福祉の課題に対し、より踏み込んだ実効性のある生活支援策を打ち出すお考えはないでしょうか。地域で安心して暮らせる体制をどう構築していくのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に、環境生活部長に1点お伺いいたします。

水俣病問題の正しい理解と風化防止についてお尋ねいたします。

県が市町村職員向けに研修を実施してきたことは、行政サービスの質の向上において大変重要です。しかし、被害者の方々への偏見をなくし、この問題を風化させないためには、周知の対象をさらに社会全体へと広げていく必要があります。

そのための一つとして、県内の経済を支える企業に対し、社員研修などの機会に、水俣病問題を積極的に取り入れるよう促すべきではないかと考えます。企業がこの歴史を正しく学び、人権意識を高めることは、社会全体の理解を深める大きな一歩になるはずです。これに対する具体的な方策はあるのでしょうか。

また、被害の実態を最もよく知る熊本県として、県内外の若い世代や大都市圏に対し、SNSなどのデジタル媒体も活用しながら、水俣病は決して過去のものではなく、現在進行形の課題であるという認識を広めていくための戦略をどう描いているのでしょうか。環境生活部長にお聞きいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から、水俣病被害者救済についてお尋ねいただきました。

まず、廃案となった法案への受け止めと今後の県政や国への要望への生かし方についてお答え申し上げます。

昨年6月に国会に提出された法案が、衆議院解散に伴い廃案になったことは承知しております。法案は、国会で議論されるべきものであり、成立に至らなかった法案について、県としての所見をお答えすることは差し控させていただきます。

一方で、これまで県では、離島加算や療養手当の増額について、何度も国に要望し、実現に結びつけ

てきました。

今後も、これまでの水俣病の歴史を踏まえながら、丁寧、着実な認定審査の実施や患者被害者と御家族の方々の安全、安心な暮らしの確保、偏見、差別の解消、地域振興や再生、融和などに国と連携して取り組んでまいります。

次に、認定患者の方々への支援についてお答え申し上げます。

県では、高齢化が進み、御心配な思いを抱き抱えながら日々暮らしておられる患者、御家族の皆様の下、県の担当職員ができるだけ出向いて、顔の見える関係性を築いてまいりました。

私自身も、慰霊式の前には、胎児性・小児性の患者や支援者の方々と面会し、直接お話を聞かせていただいております。

このような中で、遠方の医療機関への通院を必要とされる方が増えている実情を踏まえ、そのための移動支援を来年度から実施したいと考えております。

これまでも、皆様からの御要望を踏まえ、福祉サービスの充実やグループホームの整備などに取り組んでまいりました。

引き続き、皆様のお声を丁寧にお聴きしながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、国や関係市町、地元関係者の方々と連携し、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 水俣病問題の正しい理解と風化防止についてお答えします。

まず、県内企業に対する啓発促進については、水俣病の教訓を次世代に継承し、同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、民間企業の社員教育等で水俣病問題を取り上げていただくことは大変重要であると考えております。

昨年、民間企業や県内市町村が、水俣病に関する誤った情報を発信したことを受け、県としても、本年1月に市町村職員を対象とする現地研修を初めて実施し、水俣病語り部の方による講話や水俣病資料館、JNC水俣製造所の見学等を通じ、水俣病の教訓の継承と職員の意識向上に取り組んだところで

す。

来年度からは、県内民間企業も対象とする新たな研修を開始することとしており、多くの企業等において水俣病の教訓を人材育成に生かしていただけるよう取り組んでまいります。

また、県内外の若い世代や大都市圏への情報発信については、水俣病原点の地とされる百間排水口に関し、メチル水銀を含む工場排水が流されていた当時の様子を、VR技術も活用したCG映像として再現し、動画で配信するなど、デジタル技術を活用した県内外への情報発信にも努めています。

来年度は、公式確認70年を契機とするシンポジウムをライブ配信するなど、SNSを含む様々な広報ツールの活用も検討しています。

県としては、様々な媒体や手法を活用しながら、引き続き、水俣病の教訓や経験を広く国内外に発信してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 前向きな答弁をありがとうございます。

知事の答弁では、先ほど、離島加算や療養手当の増額について、これまでずっと国に要望しながら実現に結びつけてきた、これまでの経過も成果が上がっているというふうに思います。今後も、さらに関るんな取組を強めていくという答弁がございまして、ありがたいことだな、さらにそれをもっと強化していただきたい、そのように思います。

来年度から民間企業も対象にする新たな研修を開始すると部長の答弁もございました。

水俣病問題は、現在も大変重要な課題を持ったものですので、ぜひ執行部としても、今後も全力で取り組みながら、本当に暮らしやすいまちをつくっていただきたい、このように思います。

それでは、次の2番目の川辺川ダム建設問題についてお尋ねをいたします。

川辺川ダム建設計画は、2008年に当時の蒲島知事が白紙撤回を表明しましたが、2020年の水害を受けて、国に対して、穴空きの流水型ダムとして建設を要望しました。通常は水をためず、豪雨時にのみ水量を調整するという形式です。

国は、川辺川ダム建設の方向性を示し、事業が進められようとしています。しかし、近年の豪雨災害の特徴は、従来の想定とは大きく異なっています。

特に、線状降水帯による集中豪雨は、降雨地点が局地的で、ダム周辺に雨が降らなければ治水効果が十分に発揮されないとの指摘があります。

また、線状降水帯は発生予測が難しく、ダム操作の判断が遅れば、期待される治水効果が得られない可能性も指摘されています。

つまり、ダム建設の前提となっていた広域的で予測可能な豪雨という気象条件そのものが、既に現実と乖離しつつあります。

川辺川を守る県民の会の集会に山形よりズーム参加の現地の人から、穴空きダムの事例報告がありました。

山形県の最上小国川の穴空きダムは、2020年に運用が開始され、高さが33メートルという川辺川ダムの3分の1ぐらいで、河床勾配は72分の1です。それで上流で護岸が崩れることがあります。200年前のカルデラが崩壊して流れてきます。洪水になると、ダムはダム湖をつくりますが、そのダム湖より上流側では泥が一切たまってなくて、砂しかたまっていない状況です。それがダム湖に入ると、細かい砂はダムに入ったところでとどまります。一方で、ダムの底を流れた泥は、洪水になったときは上流から流れてきてダム湖の流域にたまります。それから水は引いていきますが、泥はたまり、下流には運ばれていかないということが実証されました。ダム湖の上流と下流にいろいろ影響を与え、汚すということが明らかになりました。これが100メートルもあるような大きな川辺川ダムでは、河床勾配が110分の1という極めて緩いところになると、川底の環境が劇的に変化すると思います。川辺川ダムは絶対に造るべきではないと思っていますと、山形から流水ダムの現状を報告されています。

一方で、森林整備、田んぼダム、遊水地、河道掘削など、いわゆる緑の流域治水は、降雨地点が偏っても分散的に効果を発揮し、操作の遅れといったリスクもありません。国費も多く投入されており、県

としても積極的に進めています。

しかし、現行の治水計画はダムありきで構成されており、ダムが十分に機能しない可能性があるにもかかわらず、計画全体の再検証が行われていないという問題があります。

そこで、木村知事に3点伺います。

1点目です。

線状降水帯など予測困難な豪雨が主流となる中、川辺川ダムが十分な治水効果を発揮できない可能性について、どのように評価しているのでしょうか。

2点目ですが、ダム操作の遅れや降雨地点の偏りなど、ダム特有のリスクが顕在化している現状を踏まえ、ダム建設の前提条件が崩れているのではないのでしょうか。県として再検証を国に求める考えはあるのでしょうか。

そして、3点目ですが、緑の流域治水は、国費も多く投入され、分散型で現状の豪雨に適した対策であると思います。ダム建設を前提とせず、緑の流域治水を中心としたダムによらない治水を再度選択肢として検討し、ダム建設の中止を国に求める考えはないのでしょうか。

以上、木村知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 岩中議員から御質問いただきました。ちょっと丁寧にお答え申し上げ、多少長くなりますが、お許してください。

まず、ダムの治水効果についてお答え申し上げます。

球磨川流域は、約8割の面積を森林が占めており、山地に降った雨が、すり鉢状の人吉・球磨盆地に集まり、盆地中央部を東西に流れる川辺川と合流する地形となっています。また、人吉水位観測所から上流の河川の長さ及び流域面積では、川辺川と球磨川でほぼ同程度となっています。

令和2年7月豪雨をはじめ、これまでの球磨川流域に被害をもたらした洪水では、人吉市上流の合流点において、川辺川と球磨川の水位がほぼ同時にピークに達し、人口が密集している人吉市をはじめ、中流域、下流域の広範囲で甚大な被害が発生しております。

このことから、球磨川流域では、川辺川の水を一時的にため、流量がピークになる時間をずらす、そして流量を減らす対策が有効とされています。

新たな流水型ダムは、川辺川流域の約470平方キロメートルに降った雨を一時的にためることができます。この470平方キロメートルという面積は、球磨川流域全体約1,880平方キロメートルの25%程度を占め、阿蘇外輪山の約380平方キロメートルよりも広大でございます。

新たな流水型ダムの洪水調節によって、令和2年7月豪雨のような大雨の際に、ダム下流から河口までの全域にわたり、ピーク時の水位をおおむね1メートルから3メートル低下させることができます。

新たな流水型ダムの洪水調節が治水効果を発揮することは、球磨川水系学識者懇談会において、専門的な観点から確認されており、球磨川流域の氾濫リスク、被害を軽減すると、私は考えております。

次に、ダム建設の前提条件についてお答え申し上げます。

令和2年7月豪雨では、球磨川流域の各地点において、観測史上最大の降雨量、最高の水位が確認され、流域を中心に大きな被害をもたらしました。

そのため、まず、国や流域市町村とともに、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫の形態、初動対応などについて、科学的、客観的な検証を行いました。

その後、球磨川水系河川整備基本方針が、令和2年7月豪雨をはじめとする球磨川流域で過去に発生した複数の降水パターンや、将来の気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化を踏まえたものへと見直しをされました。

この基本方針に沿って、新たな流水型ダムを含む球磨川水系河川整備計画が、令和4年8月に策定されました。

計画策定に際しては、パブリックコメントや公聴会でいただいた御意見を反映し、学識者懇談会において、専門的観点から科学的、客観的に確認を行っております。

また、この新たな流水型ダムは、その構造や操作方法に関して、様々な科学的、技術的検討が進められています。

例えば、1つ目には、ダム地点の放流量を毎秒200トンまで抑えることで、遊水地などの他の施設による洪水調節と合わせて、人吉地点のピーク流量を河道への配分流量である毎秒4,000トン以下にし、洪水被害の防止、軽減を図ることができます。

また、2つ目には、河床部放流設備、いわゆる穴空きダムの穴ですね。その穴の底面、底の面の高さの設定に当たっては、下流河川の早瀬の高さと同等の高さに設定して、水深を確保いたします。これによって土砂環境の連続性や生物の移動経路を確保することができます。

3つ目に、水をためた後、濃い濁りが極力発生しないよう、下流の安全性を確保しながら、ためた水を速やかに放流し、ダム上流の石や砂を流すダム操作を検討しており、これにより、次の大雨に備えることも可能となります。

以上のことなどから、新たな流水型ダムは、命を守るとともに、環境に極限まで配慮し、清流を守るための様々な工夫が凝らされていると考えられ、事業の再検証を国に求める考えはございません。

最後になりますが、令和2年7月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、今後も、河川整備計画に基づき、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

そのため、これまでと同様のお答えにはなりますが、議員から御質問いただきましたので、改めてお答え申し上げますと、令和2年7月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、新たな流水型ダムの建設中止を求める考えはございません。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました、

流水型ダムを歓迎をする方向で、これを中止することは求めないという、今知事の決意ですが、そうだろうなと思いつつ、はい、分かりましたとはちょっと私も言いにくいところがあります。

ちょっと前段で話をしたとおり、この川辺川ダムが本当に必要なのかという原点に戻って、先ほど山形の例も出したんですが、流水型ダムも全国あちらこちらにできてますが、成果になっているところもあるんですけども、それがやっぱり緑の流水にはなっていないというふうなところも山形のような例が報告されてますので、私は、多額の5,000億、6,000億と言ったかな、かなりそういうかけて造る必要はなくて、もっとやっぱり河川改修等々を進めながら、そういう災害を招かないような、そういう地域をつくっていくことが大事。

特に、この令和2年の人吉の災害は、この前の質問のときも言ったんですが、やっぱり支流山田川で起きたやつで、本流ではちょっとない。その本流が水が上がったのは1時間後というふうなことで報告を聞いてますので、そういうことで、ダムについては、知事とはちょっと違う考え方でこれからも行きますが、よろしくひとつお願いしておきたいと思います。

続きまして、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道についてお尋ねをいたします。

空港へのアクセス鉄道計画は、バスやタクシーなど道路交通への依存を軽減し、利便性を向上させることが主な発端であり、県では、空港アクセス改善のための調査を1997年から実施してきました。

2005年から2007年まで、JR豊肥線からの延伸案を中心に、熊本市電延伸等々が検討されましたが、2008年に、採算性が困難であるとして、一時的に計画が凍結をされました。

10年後の2018年に、改めて概略調査で航空機利用者の増加など環境変化があり、再検討案として、豊肥本線延伸、熊本駅からのモノレール、熊本市電延伸、この3つの案が検討され、豊肥本線延伸が最も効果的かつ早期に実現できる可能性が高いと判断され、現在に至っています。

一方では、空港アクセス道の改善が積極的に進められています。県道熊本高森線の4車線化が益城町まで進むことで、熊本市内から熊本空港へのアクセスは多様化することになります。課題となっている第2空港線、県道熊本益城大津線の渋滞緩和にもつながりそうです。さらに、第2空港線の南側で並行する県道熊本高森線の4車線化が完了すれば、熊本市から空港へ向かう際の新たな道路にもなります。さらに国道443号は、現在菊陽町周辺で4車線化も進められています。

県は、2023年9月の議会答弁で、空港アクセス改善は、私が提案してきた大空港構想を実現するために必要な取組であると。空港アクセス鉄道なくして熊本の発展なしとの意気込みを持って国やJR九州との協議を進め、早期実現に向けて全力で取り組んでいくと、県としては空港アクセス鉄道建設には積極的な方針であることを明らかにしています。

この方針は現在も変わりなく推進していくようで、2026年度当初予算では、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備の推進として4億5,000万円が計上されています。

昨年9月議会で、私の質問に対して、空港アクセス鉄道の整備費用は約670億円との答弁があり、高額に驚きました。

空港アクセス鉄道整備推進に向けて、県が主体となる第三セクターを組織し、鉄道の設備の所有や管理を担うようですが、どのような第三セクターの組織形態になるのでしょうか。県とJR九州は、上下分離方式で運営していくようですが、乗車料金等はどのように配分されていくのか、企画振興部長に伺

います。

[企画振興部長富永隼行君登壇]

○企画振興部長(富永隼行君) 空港アクセス鉄道整備に向けた第三セクターの設立についてお答えします。

空港アクセス鉄道は、空港へのアクセス改善による空港機能の強化と空港周辺地域の活性化、さらには半導体関連産業集積地における企業活動の円滑化に不可欠なインフラとして整備を進めています。

昨年10月には、空港アクセス鉄道の運行形態を上下分離方式とすることでJR九州と合意し、JR九州は、第二種鉄道事業者として既存の路線との一体的な運行と運賃徴収を担い、県が中心となって設立する第三セクターは、第三種鉄道事業者として鉄道施設の整備と維持管理を担うこととなります。

令和8年度は、鉄道事業許可の取得を目指し、詳細設計を着実に進めるとともに、整備主体である第三セクターを株式会社として設立することとしています。

この第三セクターの運営に当たっては、整備した鉄道施設を、運行主体であるJR九州に貸し付け、使用料を徴収するとともに、JR九州の既存路線で生じる増益額から総事業費の3分の1を上限として負担金を受け取り、整備財源等に充当することとなります。

県としては、ビジネスや観光、スポーツ、文化活動等、あらゆる場面において世界に開かれた活力ある熊本を目指し、その実現に欠かすことのできない空港アクセス鉄道の整備に向けた取組を着実に進めてまいります。

[岩中伸司君登壇]

○岩中伸司君 企画振興部長の答弁は、積極的にこのアクセス鉄道を進めていくという決意表明のような答弁がございました。

この空港アクセス鉄道については、これまでも私も何回も質問をしたんですけれども、1つ、直接は関係ないんですが、空港ライナーの問題で、代表質問で自民党を代表して高木議員が質問されました。空港ライナーについては、熊日新聞にも載ってましたけれども、今年の夏から有料になる方向が示されているようです。

このアクセス鉄道を造るために、空港ライナーが2011年の10月1日よりスタートしたんですが、無料運行ですよ。試験運行という期間で、ずっと2017年の春まで空港ライナーが運行されました。私は、試験運行が済んだなら、これは有料の——ちょうど肥後大津から空港まで7キロはあるわけですからこれを無料で、しかし、その後も正式な運行になってからも無料でずっと運行されて、2日前の高木議員の代表質問で、ばしっと抑えて有料になるというふうなこと、夏ぐらいから有料にしていくというふうな動きでした。

私は、この空港ライナーの客をずっと増やしていけば、この鉄道を敷くという、600億を超える事業費がかかる、この事業がスムーズに行くんだというふうなやっぱり見方があったのではないかというふうに、私の想像どおりで進んできているんですね。

ですから、もう今に至っては、この鉄道を造っていかなければならないというふうな動きになってい

るようですけれども、ぜひ、これも先ほど知事とはちょっと意見が違ふということで、部長の答弁とも、はい、分かりましたということにはなかなかならないということをつけ加えておきたいと思います。

ぜひ地域の方々が安心して暮らせるように、便利な世の中になるようによろしく願いしておきたいと思います。

それでは、4つ目の有明医療センターの支援についてお尋ねをいたします。

玉名・荒尾地域の二次医療圏の要である有明医療センターの経営状況を踏まえた今後の支援の在り方について質問をいたします。

老朽化が著しかった荒尾市民病院の後に、最新の機能を備えた有明医療センターとして2023年10月オープンしました。しかし、オープン当初から、その経営状況は極めて深刻な事態に陥っています。

旧病院時代、現場スタッフの献身的な努力により、2022年度までは14期連続で黒字を維持してきました。しかし、開院した2023年度は約8億円の経常赤字に転じ、実質的なフル稼働初年度となる2024年度は、24億円もの巨額な経常赤字を計上する見通しとなっています。

この赤字は、放漫経営の結果ではありません。70年以上経過した旧施設から、最新鋭の高度医療機関へと脱皮するために避けて通れなかった構造的な重荷が要因です。新病院建設に伴う減価償却費の急増、物価上昇、さらには建物に係る消費税の一括償却、これらが一気に押し寄せ、かつての優良な経営基盤を根底から揺さぶっているのです。

現在、病院側は診療報酬の充実や収益確保に努め、現行体制での早期黒字化を目指す経営改善実行計画を、市町村課の協力を得ながら策定中と伺っています。

しかし、現場では医師や看護職員の確保が極めて困難な状況にあります。どんなに立派な器をつくっても、そこで働く医療従事者がいなければ、高度な医療機能は室の持ち腐れとなります。人手不足によって病床稼働率が上がらず、それがさらなる収支悪化を招くという負の連鎖を断ち切るには、荒尾市単独の努力だけでは限界があります。

そこで、地域の医療提供体制を守るため、健康福祉部長に、以下2点について伺います。

収益改善のためには、医師、看護職員の確保が不可欠です。県として、医師、看護職員不足について、どのような支援がいただけますか。また、財政的な支援として、どのような支援が期待できますか。御答弁をよろしく願います。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、医師及び看護職員確保のための支援についてお答えします。

有明医療センターは、荒尾・玉名地域において、救急医療、災害医療、周産期医療等の拠点として大変重要な機能を担っていると認識しています。

県では、こうした地域医療を支える医療機関の機能が維持できるよう、医師や看護職員の確保に向けた支援に取り組んでいます。

具体的には、熊本大学医学部に設置した、いわゆる地域枠で養成した医師などを、医師が不足する地

域に派遣しています。

この取組により、有明医療センターにおいては、令和3年度からの5年間で6名の医師を確保することができています。

看護職員については、学生を対象に、看護師等修学資金貸与制度を実施し、就学を支援しています。この5年間で貸与を受けた学生のうち7名が有明医療センターに就業しています。

このほか、専門職としてのキャリア形成を支援するため、より専門性の高い認定看護師や特定行為看護師の育成に取り組み、看護職員の資質向上や定着支援を図っています。

次に、財政的な支援についてお答えします。

近年、物価高騰や人件費の増加などを背景に、有明医療センターをはじめ地域の医療機関を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。

このため、国は、令和8年度診療報酬改定において、引上げの方針を決定いたしました。

また、これに先立ち、国においては、財政的な支援として、賃上げや物価高騰への対応に必要な経費に加え、地域住民の安全、安心に直結する救急医療に係る経費について、病院に対し直接給付することとされています。

県でも、同様に、医療機関における職員の処遇改善や業務効率化などの取組を支援しています。

加えて、県独自で、地域における周産期医療の中核病院である有明医療センターを中心とした新たな連携体制の支援にも取り組んでいます。

特に荒尾市では、分娩数の減少や人材不足等により、産科クリニックが分娩の取扱いを継続することが難しい状況でした。これに対応して、地域の分娩機能の維持を図るため、地域のクリニックと連携し、有明医療センターに分娩を集約する、いわゆるオープンシステムを導入する経費を助成しています。

今後、持続可能な医療提供体制を構築していくためには、医療関係者、行政、県民の皆様が一体となってビジョンを共有し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが何より重要であると考えています。

県としては、地域医療を支える医療機関としての機能が確実に発揮できるよう、有明医療センターにおける人材確保及び経営改善に向けた取組を、熊本大学病院や地域医療に携わる関係機関と連携して、しっかりと支援してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁ありがとうございました。

県として、支援を具体的に進めてきたと、今部長から答弁がございました。

県として、医師、看護職員の確保に向けて、支援を具体的に取組んできた、有明医療センターには、令和3年度から5年間で6名の医師を確保することができていると、さらに、看護職員については、5年間で7名が就業していると、具体的な支援の成果が答弁されました。

財政的な支援についても、国の支援や、県としても同様に、医療機関における職員の処遇改善や業務

効率化等の取組を支援しているということで、ぜひとも、この有明医療センターに対する御支援、アドバイスをよろしく願いしておきたいというふうに思います。

昨日、私は、荒尾・玉名地域の有明地域保健医療推進協議会の会議があったので、それに出席をさせていただきまされたけれども、その中で、こういった有明医療センターだけでなく、医療をめぐる問題が、今地域のほうでは——都会ではないようですけども、ここで言われたのが、昨日の会議の中で、玉名郡市代表の先生から医療の現状について話されたのは、これまで、玉名郡市で6つの医院が閉院をしたと。今後も予想で12ぐらいの医院が閉院をする可能性がある、減っていく可能性があるというのが、この協議会の会議の中でおっしゃられまして、隣に座っていらした荒尾市の医師会長さんからも、荒尾でも、10年後には今の病院の半分ぐらいになるのではないかと、こういう話もされました。医師の高齢化、人手不足、人口減少、地方では厳しい医療の現状があることを、改めて私は認識をさせられたところです。

県としても、可能な限りこういうことに対しても目を配らせながら、御支援のほどよろしく願いをしていきたい、このように考えます。

それでは、5つ目の本県農業の持続可能性と食料安全保障の強化についてお尋ねをいたします。

現在、我が国の食料自給率はカロリーベースで38%と低迷を続けています。国際情勢の不安定化や資材価格の高騰は、食料安全保障が単なる概念ではなく、国民の生存に関わる喫緊の課題であることを浮き彫りにしました。

本県は、全国6位の農業産出額を誇る圧倒的な農業県であり、日本の台所を支えています。しかし、御存じのとおり、気候変動や担い手不足、さらには産業構造の変化という荒波に直面をしています。大げさではなく、本県の農業を守り抜くことは、日本の食を守り抜くことと同義であるとも言えます。

そこで、3点農林水産部長にお聞きいたします。

まずは、地球温暖化に伴う農業への影響とその対策についてです。

私の地元の荒尾市でも、特産である新高梨の栽培において、記録的な猛暑によるみつ症の発生や冬場の高温による発芽不良など、深刻な被害が出ています。丹精込めて育てた果実が商品にならない現実を前に、将来への希望を失い、廃業を選択する農家の方も少なくありません。

特に、果樹においては、一度失われたならば、再度復活させるまで膨大な年月を要します。

県として、これら温暖化の影響を受ける品目に対し、どのように対策を進めておられるのか、伺います。

次に、TSMCの進出等に伴う農地の減少等への対応について伺います。

半導体関連企業の集積は、本県経済に千載一遇のチャンスをもたらす一方で、周辺地域では優良農地の転用が進み、農業基盤の縮小が懸念されています。また、地価や人件費の高騰は、農業経営を圧迫する要因にもなり得ます。

産業の活性化と農業の持続性は、決して二者択一ではありません。失われる農地を補填するための基

盤整備の加速や工業と農業が共生できる仕組みづくりが不可欠です。

県は、この歴史的な転換期において、農地の減少をどう防ぎ、農業をどう維持していくお考えなのか、伺います。

最後に、担い手の確保、育成について伺います。

農業の最大の課題は、人です。高齢化により耕作放棄地が増加する中、意欲ある新規就農者の確保は待ったなしの状況です。

本県は、これまでも新規就農支援に注力してきましたが、今後どう取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、地球温暖化に伴う農業への影響とその対策についてお答えします。

令和6年の夏は、熊本地点の8月の平均気温が観測史上初めて30度を上回るなど、記録的な高温となり、水稻の白未熟粒やかんきつの日焼け果の発生、酪農における乳量の減少など、農畜産物の生産量や品質に大きな影響が発生したため、生産現場や農業団体からは対策を求める声が多く寄せられました。

そこで、県では、農業団体と連携してプロジェクトチームを立ち上げ、令和7年3月までに、品目ごとの短期的な対策から中長期的な対策、各種支援制度などを取りまとめるとともに、ホームページでの公表や各地域の講習会等による周知徹底に取り組んでまいりました。

昨年の夏も猛暑となりましたが、各品目での遮光や適期定植などの対策技術の実践により、かんきつの日焼け果の減少やイチゴの年内収量確保など、一定の成果も確認されました。

一方で、梨「新高」のみつ症など、一部の品目ではいまだに影響が生じていることを踏まえ、今後も引き続き、新たな技術情報や現地試験等で得られた成果を速やかに農業者に提供していくとともに、水分管理の徹底や品種転換、遮光資材の導入など、地域の実情に応じた総合的な対策を進めてまいります。

次に、TSMCの進出等による農地の減少への対応についてお答えします。

農地が減少している菊池地域では、多くの農業者から代替農地を求める声が寄せられるなど、農地の確保が喫緊の課題となっております。

これまで県では、代替農地を希望される農家への農地を紹介するマッチングを進めるために、農業者へのニーズ調査結果を基に、2,300筆に及ぶ代替農地の候補地を把握するとともに、くまもと水土里GISを活用したデータベース化に取り組んでまいりました。

この結果、菊池地域では、昨年10月時点で、農家同士のマッチングを含め、約94ヘクタールの代替農地が確保されるなど、営農継続につながっております。

今後も、新たな開発による農地の減少が想定されることから、これまでの取組の継続はもとより、マッチングの加速化に向けた簡易整備の支援や、新たな代替農地の確保として旧大津牧場跡地における県営モデル事業を推進するなど、市町や関係機関と一体となって営農継続に向けた取組を進めてまいります。

最後に、担い手の確保、育成についてお答えします。

これまで県では、稼げる農業の実現に向け、担い手の確保、育成を最重要課題と捉え、様々な取組を講じてまいりました。

今年度は、親元就農をはじめとする新規就農者の確保、育成を強化するために、新たに設置しました熊本県農業経営・就農支援センターにおいて相談窓口のワンストップ化を図るとともに、きめ細やかな就農支援策である新しい熊本農業のリーダーズ共創事業を展開し、若年層の就農啓発から、相談対応、研修、就農定着、経営発展、継承に至る切れ目のない支援の充実を図ってきたところでございます。

来年度は、小学生をはじめとした就農啓発や若年層の農業教育の充実、構成員の高齢化が進む地域営農組織への支援強化など、担い手の確保、育成にさらに取組を加速してまいります。

今後とも、このような取組をしっかりと進めることにより、本県農業を持続的に発展させ、ひいては我が国の食料安全保障の確保に貢献してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 御答弁ありがとうございました。

農業問題についても、この農業県熊本にとって一番大事なことだろうというふうに思います。地球温暖化が進んでいる中で、大変な農家の方々の苦勞が分かります。

私も農業をかなりもう一番の宝にしていますので、木村知事も現場主義ですけれども、本当に現場に行って農作業をやれば、どういう状況か、昨年の暑さの中では、種をまいても芽が出ない、そういう状況がずっと続いたんです。農家の方々は、非常に大変な生活だったんじゃないかなというふうな一面で心配をしているところです。これからも、県として積極的な農家に対する支援をお願いしていきたいというふうに思います。

私も大変緊張して質問をして、皆さん方には迷惑ばかりかけたんじゃないかというふうに思います。今日で41回目の質問になるんですけれども、だんだん駄目になっていってますね。年は取ってますが、気持ちは皆さんより若いです。もう絶対若さ、気持ちを持って、健康でやっぱり頑張らないと政治活動もできないのではないかな。

これからも積極的にこの熊本県を支え、県民の皆さん方の暮らしを守っていく。私はもう高齢になってますけれども、一緒になって、この熊本県を支え、木村知事を中心に頑張っていかなければならないというふうに思います。

本当に御清聴ありがとうございました。(拍手)